

認定施設申請に関するよくあるお問い合わせ

【新規・更新共通】

Q：“科”ごとに申請が必要ですか？

A：“施設”ごとの申請です。複数の科から重複申請されないようご注意ください。

Q：申請書類の印刷に決まりはありますか？

A：A4サイズで印刷してください。両面印刷は不可です。
また、ホチキス留めは不要です。（クリップ類でまとめるのは可）

Q：更新年はいつですか？

A：認定期間の最終年が更新年です。認定期間は認定証をご確認ください。

Q：施設長名の印鑑は個人印で良いでしょうか？

A：施設における資格申請なので公印が必要です。

Q：「気管支鏡診療体制報告書」の年間件数は、前年だけの記載でも問題ないですか？

A：前年の件数が100例以上の場合は問題ございません。
ただし、気管支鏡専門医制度委員会にて気管支鏡に関連を有しないと判断された場合は、不足分を追加でご提出いただきます。

【新規編】

Q：気管支鏡指導医新規申請と、認定施設新規申請は同時にできますか？

A：できます。ただし、気管支鏡指導医の審査結果が不合格となった場合、認定施設も不合格となりますのでご注意ください。

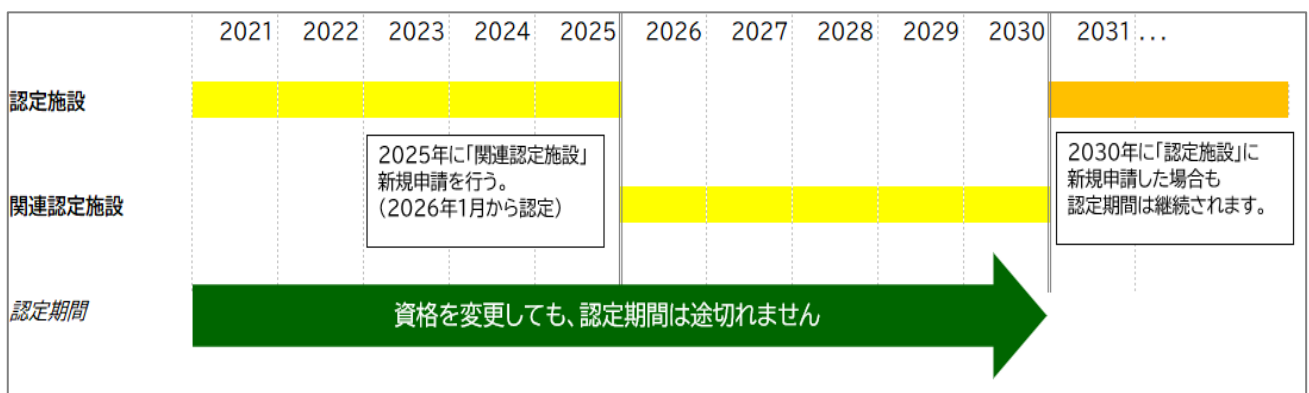
【更新編】

Q：認定施設から関連認定施設に資格を変更できますか？

A：できます。関連認定施設に資格変更をご希望の場合は「関連認定施設新規申請書類」を申請期間内にご提出ください。

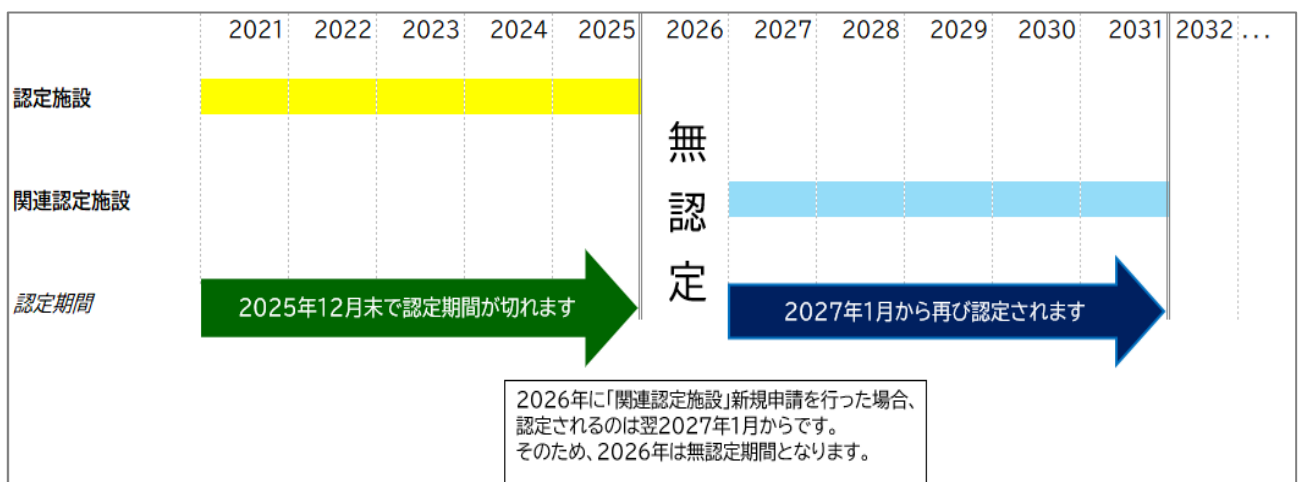
更新年に関連認定施設新規申請を行い合格すれば、資格を変更しても認定期間は途切れることなく継続されます。（下記参照）

【認定期間が継続するケース】



ただし、下記図のように、更新年に関連認定施設への資格変更ができず、翌年に改めて新規申請した場合、認定期間は一度途切れてしまいますのでご注意ください。

【認定期間が一度途切れるケース】



Q：年間件数が足りないので更新できません。

A：基準を満たしている場合は、関連認定施設として新規申請することができます。
申請をご希望の場合は、「関連認定施設新規申請書類」を申請期間内にご提出ください。
なお、更新をご辞退される場合は事務局までその旨ご連絡ください。

Q：気管支鏡専門医が更新できないため、認定施設も更新できません。

A：気管支鏡専門医や気管支鏡指導医資格の更新ができないことに伴い、認定施設も更新できない場合は「更新猶予願い」をご提出ください。詳細は下記「更新猶予願いについて」をご確認ください。

更新猶予願いについて

気管支鏡専門医や気管支鏡指導医の更新ができないことに伴い、認定施設の更新手続きが行えない場合は、「認定施設更新猶予願い」にその旨をご記載の上、申請期間内にご提出ください。気管支鏡専門医制度委員会で認可された場合、1年間の猶予期間が認められ、翌年更新手続きを行うことができます。

<注意事項>

- ・翌年更新手続きを行い合格した場合の認定期間は、正規に手続きを行った際に付与される認定期間と同一となります。（認定期間に空白は生じません）
- ・年間件数の不足は更新猶予の対象となりません。関連認定施設新規申請をご検討ください。